

## 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）の概要

### 1 目的

自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び粒子状物質（PM）による大気の汚染が著しい特定の地域について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、事業活動に伴い自動車から排出されるNO<sub>x</sub>及びPMの排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の確保を図ること等を目的とする。

### 2 対象物質

自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出されるNO<sub>x</sub>及びPM

### 3 対策地域

- 自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法の規定による措置のみによっては、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域。
- 同法施行令により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県内の276市区町村（平成13年11月1日における行政区画）が定められている。
- 本県における対策地域は、名古屋市、豊橋市、岡崎市等の61市町村（別紙参照）。

### 4 対策地域内における主な規制の内容

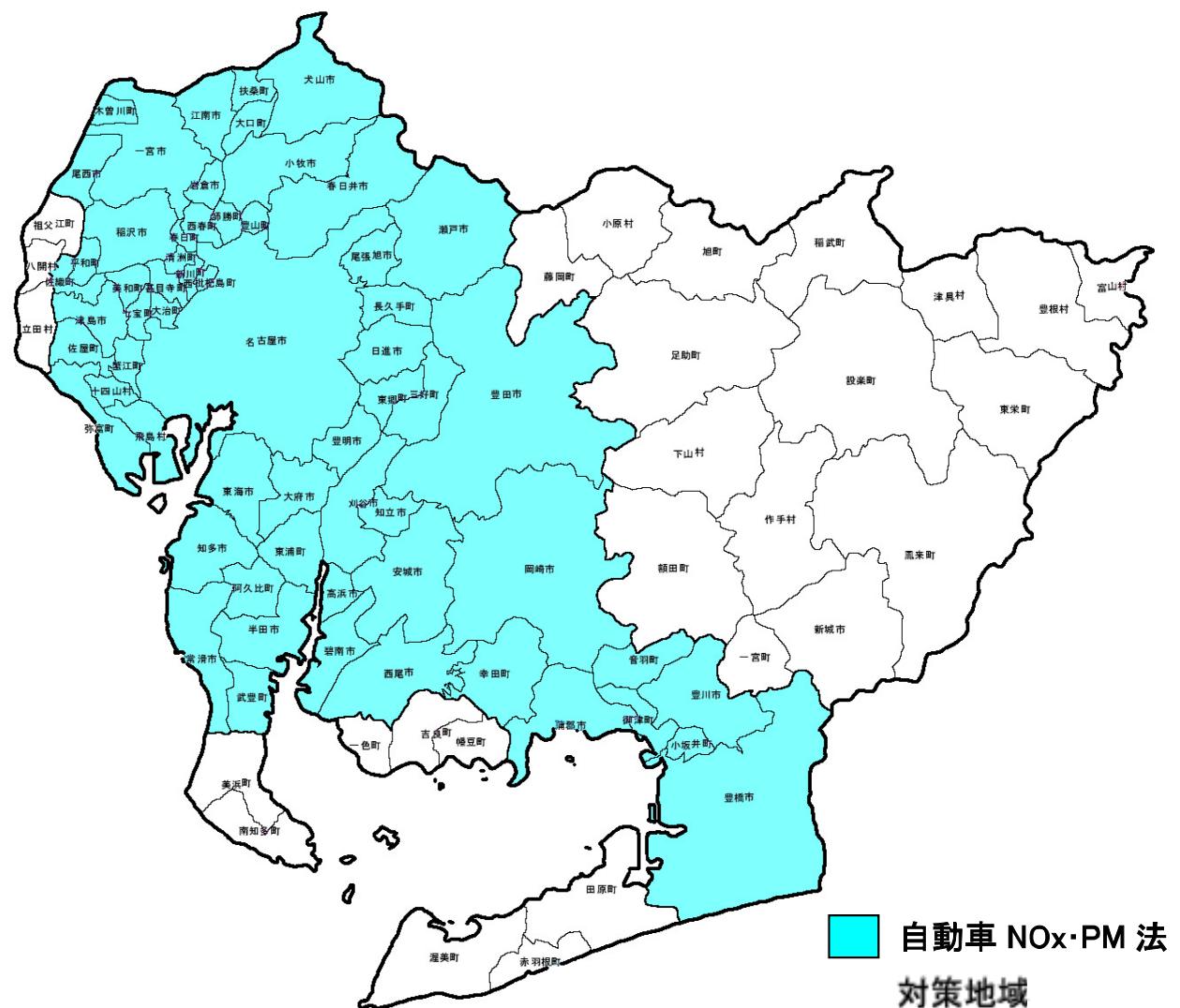
#### (1) 車種規制

NO<sub>x</sub>・PMの排出基準を満たしていない貨物自動車、大型バス、マイクロバス、ディーゼル乗用車及び特種自動車（車種規制非適合車）は、対策地域内において車検証の交付が受けられない。

#### (2) 自動車使用管理計画

対策地域内において30台以上の自動車を使用する事業者は、NO<sub>x</sub>・PMの排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成して知事に提出するとともに、毎年、計画の実施状況を知事に報告する。

## 愛知県内における自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域



### 愛知県内 61 市町村（平成 13 年 11 月 1 日における行政区画）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域